

議案第 89 号

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

一般職の職員との均衡を図るため、市議会議員の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 7 年あきる野市
条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 227.5」を「100 分の 237.5」に改める。

第 2 条 あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改
正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 237.5」を「100 分の 232.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施
行する。